

フランスのアンテナショップ「GOEN」 出展者の募集について

静岡市では、(一社)日本欧州貿易支援機構がパリに設置しているアンテナショップ「GOEN」に展示・販売スペースを設け、市内の事業者無料で貸し出し、欧州への販路開拓を支援しています。

この度、下記により商品の出展を希望する事業者を募集します。海外販路開拓に興味のある事業者の方は、ぜひお申込みください。

1. 「GOEN」概要

パリで日本初の常設による商品 PR とリサーチを行うことができる日本の銘産品に特化したアンテナショップ

・住 所: 8bis rue Villedo, 75001 Paris, France

・運 営 先: 一般社団法人 日本欧州貿易支援機構

欧州を中心とした世界への輸出を通じたブランド化を推進するため、会員向けのセミナー、テストマーケティング、輸出手続支援等を実施する団体

・販売方法: 委託販売方式

2. 募集事業者数

5 者程度

3. 応募条件

(1) 静岡市内に住所又は事業所を有する生産者又は事業者であること。

(2) 欧州への輸出に意欲的があり、輸出入の規制に対応し、販売可能な加工品等を出展する意向があること。

(3) 出展までの準備や、出展開始後の改善事項の検討及び実施について、時間を割き優先的に対応ができること。

4. 出展可能商品数

原則、1者3商品まで

5. スケジュール

(1) 出展準備期間

3か月間(令和8年2月2日～令和8年4月30日)

(2) 出展期間

5か月間(令和8年5月1日～令和8年9月30日)

・上記は最低出展期間です。

・売り上げ状況等によってはこの限りではありません。

(3) 出展終了・入替期間

1か月間(令和8年10月1日～令和8年10月31日)

- ・次期出展者の出展準備ができ次第順次入替を行います。
- ・次期出展者の準備状況により、事業者ごとに展覧終了日が異なる可能性があります。

6. 商品条件

- (1)パリへの航空輸送もしくは海上輸送が可能な商品であること。
- (2)常温での取扱いが望ましい商品であること(冷凍・冷蔵については要相談)。
- (3)欧州での輸入・流通・販売規制(動植物検疫、食品添加物、食品表示、包装等)に対応した商品であること。
- (4)企業・商品案内関係書類(動画、プレゼンスライド、パンフレット、カタログ、名刺等)が準備できること。
- (5)展示スペース(W60cm×D55cm×H200cm、5段式の常温陳列棚)に展示できる商品であること。

7. 経費

展示スペース借り上げ費については市が負担し、その他の経費(輸送費、書類作成費、商品改良費等)については、参加事業者が負担するものとします。

8. 事業説明会(オンライン)

(一社)日本欧州貿易支援機構(以下「機構」という。)から、アンテナショップ及び輸出手続き等の説明、質疑への応答を行います。

(1)日時

令和8年1月26日(月)15時～ 1時間程度

(2)申込方法

以下の説明会申込フォームからお申込みください。後日参加 URL を送付します。

<https://logoform.jp/form/79j2/1378256>

(3)申込期限

令和8年1月23日(金)12時まで

(4)その他

- ・事業への理解を深めるため、事業申込を検討している方はできる限り参加をお願いします。
- ・説明会への参加は、事業参加への必須要件ではありません。

9. アンテナショップ事業申込

(1)申込方法

以下のフォームに出展を希望する商品の名称、パンフレット・カタログ等(PDF)を提出

<https://logoform.jp/form/79j2/772635>

(2)申込期限

令和8年1月28日(水)15 時まで

10. 出展事業者の選定

機構の審査を参考に市が決定します。

選定結果は令和8年2月初旬を目途に市より通知します。

11. 注意事項

- (1)応募事業者の情報は機構と共有します。
- (2)選定により出展が決定した事業者(以下「出展事業者」という。)は、出展が決定した日から出展期間が終了するまで、機構と密に連携を取る必要があります。
- (3)市、機構において、以下の損失及び損害については、一切の責任を負いません。
 - ① 商品等に生じた盗難、損失、破損等、あらゆる要因から生ずる損失及び損害
 - ② 市及び機構の責めに帰すことができない事由によって出展が中止・中断された場合、これにより関係者に生じた損害
 - ③ 出展物等の知的財産に係るトラブルが発生した場合の損害(出展事業者は必要に応じ、自己の責任の下、事前に知的財産権の保護対策を行うものとする。)
- (4)出展事業者は、本事業に出展した商品の売上額や取引状況等について市から報告を求められた際、速やかに報告してください。
- (5)出展した全ての商品の新たな販路開拓を保証するものではありません。
- (6)出展した商品の賞味期限が近付いた場合、返送を希望される場合の費用は出展事業者負担となります。アンテナショップ内でサンプルとして無料配布を希望する場合は機構に相談してください。
- (7)本募集案内に定めのない事案が発生した場合には、関係者間で協議を行い、対応を決定します。

12. 問合せ先

静岡市 経済局 商工部 産業振興課 経営支援係 (担当:大石)

TEL:054-354-2346

E-mail:sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp